

## 司法書士法教育ネットワーク第7回定時総会・記念研究会

### 小学生からの法教育 ～親子法律教室の取り組みを題材として～ (4-3)

2015年6月21日(日) 午後1時30分～午後4時45分 京都司法書士会会館にて

登壇者： 脇坂幸司氏 広島司法書士会(社会事業部)  
金源成大氏 福岡県司法書士会  
(会場参加) 中山浩一氏  
(会場参加) 椛島浩二氏  
松本榮次氏 兵庫県西宮市立小学校教諭  
小平智志氏 京都司法書士会  
進行役： 浅井 健氏 司法書士法教育ネットワーク事務局次長

浅井 続きまして、小学校での法教育の実践。なぜ、司法書士と取り組んだかということですね。さきほど、福岡県司法書士会の方から紹介がありましたように、司法書士法教育ネットワークの懇親会の席で盛り上がり、いろいろ取り組みを広げていただいている松本榮次さんに、次のお話しをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

#### 【第2部】

#### なぜ、司法書士と共に「小学校」での法教育に取り組もうと考えたのか

#### ★報告3：小学校での法教育の実践から

松本 ただ今紹介をいただきました、西宮の小学校の松本榮次と申します。  
小学校での法教育の実践をしており、それと、司法書士の方と一緒にやっているからということで、お話をしたいと思います。  
今、述べられたように、司法書士の方との出会いのことです。司法書士法教育ネットワークの飲み会で知り合いました。(会場、笑) 要するに、法教育をしようと思っていたところ、いろいろ本を調べたのですが、それだけでは分からなかったのが、実際に、こちらの研究会に参加して勉強しようということになりました。最終的に、授業の実施を約束して帰りましたが、3学期にしようということになりましたので、それまでの間に、たくさん本を読みました。何冊も読みました。その中で、これは良さそうだというものを実際にやってみました。実際にやってみたシリーズの内容につきましては、そちらの資料(レジュメ「2」参照)の方に、詳しく具体的に出ていますので、そちらを見ていただけたらと思います。  
それまでは、法教育というのは、いろいろな法教育が単発的には行われていましたが、総合的な学習、あるいは大単元としての法教育が行われているものは調べた限りでは無かったので、大単元としての「法教育」をすることにしました。その中で、福岡県司法書士会の方々に来ていただいて授業をしていただきました。全部で13時間の授業でしたが、実は、福岡県司法書士会の方には、なんと、6時間授業をしていただきました。私の学校は学年3クラスなので、3人の方に、3クラス2時間ずつやっていただきました。それで、3人の違う先生が授業をしましたが、その頃はまだ、本もできていませんで、3人とも、授業の展開が違っていました。(会場、笑)。私も、見ていて、思わず途中で「こうやられたらどうですか」と言いました(会場、笑)。休憩中に意見を言いましたが、全員の流れ、もって行き方が違うという状況がありました。初めてされたような感じだったので、私は授業の展開を「ここはこれでどうですか」と意見を言いました。でも、3人が3人ともそれぞれ考え方が違って、違う流

れがありました。それぞれ2時間していただいて、とても面白かったです。

また、大阪法務局の見学にも行きまして、そういう法の専門家の方にたくさん触れる機会をもったということです。ですから、なぜ、法教育が面白いのかというと、「総合的な学習の時間」のねらいである「ホンモノと出会う」ということが一つあるからと考えています。法の専門家の方、あるいは法の施設もあるのですが、そういう本物に子どもたちが実際に会って、感じとることが大切だと思います。

法務局も、見学ただけでなくて、実際に不動産登記課で、不動産登記課の方が、子どもたちに説明用のポスターを用意して説明してくださいました。供託の方もです。わざわざ説明の準備をさせていただいており、単に見学してまわっただけではないのです。

そして、単元の最後に「運動場の使い方」と、自分たちの身近なルールの課題に立ち返ってみました。「無人島ゲーム」というのは有名なゲームですが、そこからスタートして、非常に優秀な授業だったなあと考えています。

先ほども言いましたように、ホンモノと出会うということが、一番大きかったかなと思います。

その後の取り組み（レジュメ「3」参照）ですが、小学校の2年生にも、紙芝居教材を実際にやったり、大学院生にも、大学院の授業の中でやらせてもらったりしました。あるいは、小学校の教員に学習会をして、その中でもやりましたし、また、法と教育学会で、紙芝居教材「解釈のちから」の発達段階による違いについて、先ほどの金源さんと一緒にポスター発表をしました。

今年は、大阪司法書士会の親子法律教室を見学いたしまして、その時、非常にびっくりしたのは、子どもたちも、保護者の方もたくさん発表されていたことです。最後のところで、感想とかを言うところがありました。いろいろ、善いきまりか悪いきまりか、話し合いのところがありまして、そこで、善いきまり、悪いきまり、意見が分かれていました。どういう風になったかといいますと、口頭で言いますと、児童の感想では、「善い」と考えた子が7人いて、「悪い」と考えた子が9人いました。「どちらも善い」「どちらも良くない」とか、あるいは「善いきまりでも悪いきまりでもある」ということを感想で言っている子もありました。保護者の方では、「善いきまり」が4人、「悪いきまり」が8人ということで、かなり意見が割れました。親子法律教室では、子どもたちや保護者の方が、反対意見であっても堂々と意見を言うていました。そういう印象が強かった。単に、当てられて言うというのではなく、自分が自主的に言うている。そういう印象が強かったです。非常に良かったなと思います。

その後、この4月、私は、教職員を対象に「解釈のちから」をやりました。これ（注：画面）は、実際に2年生が話し合いをしているところですが、こちら（注：画面）は、今年の4月に教員対象にやっているところです。こういうホワイトボードを用意しまして、発表してもらいました。

これは、実は、ぜんぜん違う流れにしたのです。というのは、善いきまりか悪いきまりかと言いますと、何回もやっているうちに、だいたいおとなは「悪いきまりだ」と言うのが分かってきました。今回はおとなが対象でしたので変えることにしたのです。最後は、ちょっと難しい展開にしてみました。一つ、提案としてまったく（教材の）指導案どおりではなく、少しアレンジしてみたらどうかと考えました。対象にあわせて、最後の発問を変えてみたらどうだろうかと思ひます。

小学校2年生の場合は、実は、3人だけしか悪いきまりと言いませんでした。20人くらいは善いきまりだと言うのです。これは、意味が分かってなかったかもしれないのですが。低学年というのは安定を求めますので、例えば、おばあさんが、安心して暮らせるようにという意見が強かったのです。大学院生にや

ったときの感想は、人それぞれ解釈が違うということが分かったとか、押しつけるのではなく、気づかせることが大切だと考えましたという感想がありました。

こちらは、教師の仲間でやっているもので、いろいろ意見が出ていました。ちょっと難しい言葉が出ています。法の交渉力について学んだとか。教師というか、おとな目線で、感想が出てました。

一番強かった質問は、やっている途中で、善いきまり、悪いきまりは、どの時代で考えるのですかという質問です。今の現代で考えるのか、江戸時代か、この紙芝居の時代で考えるのか、その時点をはっきりさせないと答えようがないよと、ある教師から言われました。

結局、発達段階で何が分かるかといいますと、低学年の人は善いきまりというのが多いのですが、年齢があがるにしたがって悪いきまりという子が多くなることです。発達段階によって違うということが分かってきました。

こういうことをやっていて、非常にいいなと思うのは、○か×か、二者択一ではなくていろいろなものがあることを想定して作られていることです。最近、教育の場で話題になっているのは、二者択一というのは問い方が悪いと言われていています。どっちかが正しいというのは、例えば、しかるのが正しいのか、ほめるのが正しいのか、二つに区切ってしまおうというのが果たして善いのかと言われていています。この教材の場合は、善いか悪いかといいながら全体的な広がりがあって、子どもたちが（意見の）シールを貼ったとき、いろいろな答え方ができる。そういうところが非常に優れているのかなと思っています。

次は、紙芝居教材「解釈のちから」の小学校への影響（レジュメ「4」）についてです。やはり一番は、教材のパッケージ化がされたということです。よく言われていることなのですが、ようするに、ホンモノの紙芝居と、CDと指導案集、3点セットでパッケージされているから、今回、親子法律教室でもたくさん広がったのだらうと思います。それだけではなく、誰でも授業が可能となります。ですから、教師も、この指導案集を見たらすぐ授業ができます。親子法律教室でもできたのはそういうことなのだらうと思います。授業を受けた人たちも、影響を受けて自分もぜひやってみようということになります。さきほど、4月研修で教員向けに研修会をやったと紹介させていただきましたが、その中で、ぜひやろう、やってみたいという人がでています。今年度中にやってみようということで、本を渡して、今、勉強してもらっています。そういう風に、やっぱり授業を受けた教師が、やりたい、自分もやってみたいと思うように作ればいいかなと思っています。

司法書士だけじゃなくて、教師が法教育をやりたいと考えられるような内容を作っていただきたい。ただ、テレビの番組でやっているような法解釈、法適用の内容ではない。どういうことかというのと、よく法律相談所とか、あのような、法に照らし合わせたら、というような内容ではなくて、もっと根本的な部分での教材があってほしいと思っています。

一つ、提案です。まず、福岡県司法書士会に対しては、私が思っているのは、本CD紙芝居の3点セットで2000円というのはたいへん高いのではないかと思います（会場、笑）。実は、値段というのを私も考えました。実際に授業をしたときに、どちらかという紙芝居はいりません。どちらかという、紙芝居よりはCDで映す方がよいと考えます。実は、福岡県司法書士会のみなさんに来ていただいたとき、来ていただく1週間前に学校の教室に50インチテレビが導入されました。偶然ですが、もしも1週間違っていたら、ほんとの紙芝居で授業をしていただいていたと思います。でも、あのときは、50インチテレビにCDで映してやったので、子どもたちも見やすかったと思います。そうすると、紙芝居をセットから外して、そして授業案集とCDだけのセットにしたら安くなるのではないかと考えました。それを、本屋に並べてもらう。本屋に

並ぶと、私もそうですが、本屋の教育書のところに行って本を見ます。こんな新しい本が出ているじゃないかと思うのです。ぜひ、そういう教師の目に触れるようなところに、安価にして並べてもらうようにお願いします。勝手な提案ですみません。

それから、広島司法書士会の方へのお願いです。さきほどパッケージ化と言いましたが、「解釈のちから」が全国に広まったのはパッケージ化されたからだと考えます。ですから、ぜひとも6回ですか、何回かされた内容をパッケージ化して、指導案とワークシートも付けてもらって、それをコピーしたらすぐ授業ができるようなものを本にさせていただきたいです。そうすると、広がりやすい。親子法律教室も広がりやすいし、授業も広がりやすい。ですから、6つこれまでやってきたものの全部を本にしてもいいし、あるいは、これは良かったと思うものをパッケージ化してもらおうとかすればとてもよいかと思います。

教材をどんな風に工夫するかということについて話します。私が、もう一つ感想を見ながら気がついたのは、この「解釈のちから」の場合はどういう手法なのかということ、実は、子どもたちに先を見せない手法です。先を見せないで、子どもたちは考えていきます。そして、予想を立てて、その予想がはずれます。予想がはずれるから、子どもたちは余計に引きつけられていくのです。予想が当たってしまうと何にも面白くないわけで、予想がはずれるから引きつけられます。実は、教育界では、こういう手法があります。・・・私、昔、国語教育研究会で国語の学習をしていました。「一読総合法読み」というのです。児童言語研究会というところがやっていました。どういう手法かということ、子どもたちに先を読まさないのです。教科書を読まないという約束で学習します。先を読まないで最初の一段落だけを勉強して、次はどうなるのかなと考えながら総合的に学習していくと、非常に子どもたちは引きつけられていきます。第二段落を読むときは、第一段落・第二段落で読んだ情報だけを手がかりに総合的に学習していきます。よくある手法は何回も読んで考えますが、一読総合法読みでは、一回しか読みません。それで子どもたちは引きつけられていく。そういう手法も非常に有効ではないかということを思っています。

もう一つは、さきほど「解釈のちから」の説明パンフで三つの巻物があったと思います。最初は「解釈するちから」で、次は「相談するちから」です。まだ本はできあがっていません。「相談するちから」とは、共同学習、あるいは学びあいとか、そういうグループで話し合って相談する力をつけていくという、教育界で言われていることが含まれていると思っています。

そして三つ目は「提案するちから」です。これは、先ほどの広島司法書士会の報告の中に、どこに小学校を建てるのかという学習がありましたが、このような学習が「提案するちから」になるだろうと考えます。これは、教育界では、「提案する社会科の授業」というのがありまして、私もやっていました。実際に、例えば、公園を作るとしたらどこに作りますかと、具体的に考えていきます。授業の中で、仮想ではなく、実際に自分の住んでいる町で考えていきます。私の学校でやった事例としては、例えば火事が起きたときにどこに消防車を配置するか。そしてどこの消火栓を利用するかを考えます。この授業では、どこに消火栓があるのかと調べて回るといって授業がよくあります。でも、この「提案する社会科」では、ここに消火栓が無いと困ると考えたりここに消防車が止まれないと困ると考えたりします。子どもたちが考えて提案していくことになります。私の学校でも、校区内を回って、子どもたちが、あ、ここは危ないと、ここは車に轢かれると気づいて、実際に警察に提案し、線を引き直してもらう、変えてもらったことがあるのです。このような学習が、「提案する社会科」の授業と言われているもので、一つの手法なのかと、たいへん関心を持っています。

今日の話をお聴きしていて、みなさん、まるで教師だなと思いました。私たち教師

の研究会の中で出てくるような手法が、司法書士のネットワークの中で方法として出てきているのです。しかも聴いていると小学校の授業の中でもたくさん司法書士の方がやっていると聞きました。実際に、たくさんの司法書士の方が小学校に入っていたり、親子法律教室で授業をされたりしています。かなり法教育が進んできているのかなという印象を持ちました。ただ、私自身はよく法教育をやってきましたが、他の教師の方は、「何、それ、法教育って」と、今だに言っていることが多いです。そう言われると、私はかなり説明しているような状況なので、まわりの教師も同じとはいえません。ただ、一生懸命、法務省や文科省がやっている中で、だんだんわかってきていただけるのかなと思います。

最初の話に戻ります。なぜ、法教育に取り組もうとしたのかという問いに戻ります。やっぱり子どもたちがこれから生きていく中で、こういった取り組みとか、こういった学習内容、学習方法が、教育界では絶対に必要だと私は思っています。ただ、普通の教師は、法教育というのは中学校や上の学校に行ってからやったらいいのじゃないのと思っているかもしれません。ただ、実際問題として、一番苦しんでいる、関係しているのは、小学校で1年生に入ってきたときです。まず、ルールですね。ルールとか、きまりとか、それがものすごく1年生に関係があります。これがうまくいかなかったら、学級崩壊とか、学校が荒れてしまう。いかにルールをうまくすすめていくか。さきほど、質問があったのですが、どの学年あたりから理由を考えさせて指導していったらいいのか、質問がありました。もちろん低学年だから、あるいは、小さい学年だとわかりにくいから、ただ「ルールだ」と教えてしまうということが多いわけです。でも、やはり小さいときから、なぜなの、なぜこういうようにしていくの、ということを入れていかないと、急に3年生、5年生になったから理由を考えられるのだということではなくて、やはり小さいときから、訓練なり学習なりを、全部でなくても少しずつでも進めていかないといけないかなと思っています。ですから、なぜ、法教育を始めたかという、そういう理由です。考えることが、一番、子どもたちにとって大事じゃないかと思っているわけです。

例えば、学校で窓から出てはいけないというルールがありますが、火事が起こって、火事になったら窓から逃げないと逃げられないときは、窓から出なければならぬ。そういう場面では、場面に応じて変えていかなければならぬ。当たり前の話なのです。そのためには、一つひとつのルールの理由を、解釈なり理由を考えていかなければならぬ。そういうことなんじゃないかなと思っています。以上です。

浅井

はい、松本さん、ありがとうございました。

さきほど言っておられました、法律についての法解釈、法適用ではないということ。それと、政策でも立法でもないということ。そういうことを子どもたちに対してわかりやすくということ。特に、アンケートなんかでも、親御さんなんかは、いわゆる行列ができる法律相談所みたいな感じの講演会を期待されている人も実際にいましたが、そうじゃない。ぜんぜん違う視点から、我々、法律教室、法教育を進めています。そのあたりも含めて、この後、会場討論で深めていきたいと思っています。

そうしましたら、ここからは、今までにお話しをいただいたみなさんには前に着席していただいて、会場からの質問にも答えてもらいながら、進めていきたいと思っています。

(以下、4-4につづく)